

総務企業委員会会議録

1. 日 時 平成21年5月28日(木曜日)
午前10時50分～午前11時13分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 荒山光広委員長 高木法生副委員長
竹岡昌治委員 安富法明委員
南口彰夫委員 田邊諄祐委員
山中佳子委員 三好睦子委員
岡山隆委員 秋山哲朗議長
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員
重村暢之局長 岩崎敏行係長
佐伯瑞絵係長
6. 説明のため出席した者の職氏名
村田弘司市長 林 繁美副市長
波佐間 敏 総務部長 田辺 剛 総務部次長

午前10時50分開会

委員長（荒山光広君） それでは、只今より総務企業委員会を開会いたします。先程の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案1件につきまして審査いたしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。市長さん何かございますか。

市長（村田弘司君） 特にございません。よろしく申し上げます。

委員長（荒山光広君） 議長さん何か。

議長（秋山哲朗君） ありません。よろしく申し上げます。

委員長（荒山光広君） 委員さん方よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） それではこれより審査を始めます。議案第1号美祢市一般職の職員の給与に関する条例及び美祢市長等の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。田辺総務部次長。

総務部次長（田辺 剛君） それでは議案第1号美祢市一般職の職員の給与に関する条例及び美祢市長等の給与に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。この度の改正は、景気の悪化に伴い人事院勧告が臨時に実施されました。これに基づき、国家公務員の6月に支給される期末勤勉手当が暫定的に減額されることになっております。地方公務員の給与、勤務時間、その他の勤務条件の根本基準といたしまして地方公務員法第24条に国及びほかの公共団体、民間給与等の権衡、これを釣り合いということですが、これを考慮して定めるということが規定されております。全国の地方公共団体の約9割がこの臨時の人勧に基づいて期末勤勉手当の減額措置を実施しておるところであります。美祢市の期末勤勉手当につきましても国に準じて改正するためにこの条例改正案を提案したものでございます。一般の職員については0.2箇月分、それから市長等特別職につきましても0.175月分を減額するものであります。なお、先程本会議場で南口議員が提出を求められました資料については、お手元に配布しておりますが、これは4月の税込19、20、21年度の税込の表であります。これをご覧いただくと19年度から20年度、それから21年度にかけて税込が下がっておるということをご理解いただけるのではないかと思います。以上でございます。

委員長（荒山光広君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。南口委員。

委員（南口彰夫君） 本会議で述べたとおりなんです。市税が上昇志向なら私は上げることやぶさかではないが、この資料を見る限りでは、この予測されるのは市税の税収の減少が予測されるということなんです。ですから確かに地方公務員の給与の設定という法律に基づくというものもありますが、市の職員というの一番市民に密接した住民サービスを行う窓口なんです。一人一人が、その人たちの身分や給料も含めてきちんと保障して安定した業務に専念ができるようにという思いは市民みんな持っているだろうと思うんです。一生懸命市の職員が頑張っているんな地域の活性化も含めながら税収が上がってくるということであればきちんとそれはそれで人勤が国がどっちを向こうか、市民がきちんと評価するだろうと思うし、それから非常に今地域の経済も大変な時期だと税収がそれに表れて来るということであればあくまでも市民に理解をしてもらえ程度の賃金の減額は必要だと、こういう視点で私は捉えてきちんと是々非々を態度をはっきりすべきじゃないかという思いが強かったので先程そういう質問をさせていただきました。市長よろしいですか。

委員長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。はい、安富委員。

委員（安富法明君） 条例改正についてはよろしいんですが、資料について少しお聞きをしたいんですが、19年、20年と過年度分についての滞納整理がされてるんだろうというふうに、ゼロになってますから一応そういうふうなことを思います。21年度になって増えてる、これは19年、20年を21年度に全部足してきたということなんじゃないかな。説明をしていただきたいというふうに思います。

委員長（荒山光広君） はい、田辺次長。

総務部次長（田辺 剛君） 今、安富委員がご質問されましたが、19年度、20年度については、過年度に数値が上がってないということですが、大変申し訳ないんですが、先程我々も19、20に過年度の数値が上がってないというのに気づきました。この表の作成、抽出といいますか作成したときに過年度については上げてないということで、現年度の比較でお願いできたらと、後程、過年度の数値が上がったものを改めてお配りしようと思います。作成上のミスということでご理解いただきたいと思います。

委員長（荒山光広君） はい、安富委員。

委員（安富法明君） 基本的に条例改正についての資料を求められて出された分で、どこがわかれば別に出していただかなくても、あと決算とかの審査があるわけ

ですから結構です。

委員長（荒山光広君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 今の件も含めまして、今机上に配布しております資料、直前の本会議でおっしゃられて急に出して精査をしてないところがありますので、ちょっともう一回休憩いただけますかね。（発言する者あり）おかしなものをお配りしておると（発言する者あり）よろしいですか。

委員長（荒山光広君） 動向をみるという資料でございますので、結構ですね。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） これは質問にあたるかどうか分かりません。議会側も実は全員協議会で議会側も人事院勧告に対してどうするかという話があって、ちょっと私どもが議会で審議したときに私そのものが聞き違えているかどうか分かりません。今、次長の話の中では臨時に人事院のあれが開かれたとその結果を受けてという話だったと思うんですね、私たちの議員間ではもともと21年度の当初予算のときに市長のほうから10億たらないと予算削減しなくてはならないと議会のほうもそれに対してどこまで協力できるかということで、実はいち早く議員そのものの歳費を5%削減、これで480万ぐらいですか、5%削減したと。それからもう一つは行政視察等についても現行通りやれば600万以上かかるというのを20%削減して120万ぐらい削減して市長の21年度の計画に対して我々の意思表示をしたという経緯があるんですね。その後今回の件について議会側はどうするんかという議論を重ねた時にまだ人勧の答申がおそらく今年中に出るだろうと。その出た時点で我々もどうするか考えましょうということでちょっと据え置いたという経緯があるわけです。いつごろ開かれたのかちょっと教えていただいて我々がそうするとずれた議論をしたんかなという気はあるわけなんで、いずれにしましても議会側としても検討してどう対応するかというのはやりまして元の5%、歳費の5%削減、それから行政視察等の軽費の20%削減ということで一応我々是对応しようということで結論を出したわけなんですけど、次長が臨時に開かれたと言われたんで。（発言する者あり）はい、ちょっとすみません。

委員長（荒山光広君） はい、田辺次長。

総務部次長（田辺 剛君） 只今の竹岡委員のご質問、ちょっとそれるかもしれませんが、この流れといたしますか、それについて説明したいと思います。通常人事

院勧告というのは例年 8 月に正式な勧告がなされて、それに基づいて毎月の給料ですとか、期末勤勉手当これを 6 月は何箇月分にしようとか、12 月は何箇月分にしようというのが決まるわけなんです、今回は今年度もまた 8 月に正式という言い方が辺かもしれませんが、例年の人事院勧告がなされます。それとは別に臨時に今回はあったというのは、民間の給与と公務員の給与がちょっと乖離が激しいということで早期に早急に是正しなければいけないということがありまして、この臨時議会を開催させていただいておりますのも 5 月中に条例を改正しないと 6 月の期末勤勉手当を下げるできないということがあります。それは何故かといいますと 6 月 1 日が期末勤勉手当の基準日ということになっておりまして、その基準日に受給権が発生してその受給権が発生する前に条例を改正する必要があるということで、今回臨時の人事院勧告が出されましたけどこれが 8 月にまた正式に人事院勧告が出されて 6 月期は 0.2 箇月、12 月はそのまま、あるいは 12 月で更に 0.1 箇月分削減、そういう形で人事院勧告が出される可能性はあります。

委員長（荒山光広君） よろしいですか。その他質疑ございませんか。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 先程本会議の時も民間の 100 年に一度という経済危機の厳しさというのは、ちょっとお話ししました。今現在も実際私も 3 年前はサラリーマンでございましたけれども当時そんなに景気は悪くはなかったんですけどもそれでも残業ですね、40 時間、50 時間やっても一応サービス残業という形で結構やっていたなという思いがあります。それで今回の美祿市の一般職の職員の給与に関する条例一部、この改正に関しては何らご意見は特にないんですけども、ちょっと関連してよく皆さん聞くんですけど市の 2 階とかで電気が赤々についている残業をたくさんしているんじゃないかというお話を聞いたりするんですけど。そういうことで今美祿市における合併当初とかいろいろその辺はいろんな事務処理的なことはたくさんあってそういう形で業務量が多かったと思うんですけども、今現在これだけ景気が厳しいというなかであって事務的処理というのはそんなに多くはないと思うんですけども一般市民の皆さんが見てよく電気がついてたくさん残業してるんじゃないかというそういうイメージがあると思うんです。そういったところを今後逆に下がった分を残業でカバーするとか、市民の皆さんから言われたらちょっとどうかと思っております。その辺の 2 年ぐらいの残業の推移といいますか、実際その

辺のところはどうなんかということを少しご説明していただいて、そんなに今景気が悪くなったから残業してる、そういうことがないとか、その辺も説明をされたら市民の皆さんもご安心されるんじゃないかと思っていますので、ひとつよろしくお願ひします。（発言する者あり）

委員長（荒山光広君） それでは竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 確かに私も夜の11時頃通ること再々あるんですよ。灯がついてご苦労だなと思ってるんですが。背景にはおそらく、これは私のほうの監査委員もお願いをしてるんですが、一日も早く決算書作っていただきたいと。9月議会にかけんにゃいけんですいな、今まで12月議会だったのが、従って3箇月間短縮やってるわけですから今本当におそらく寝んとやっても間に合わんぐらい仕事量を抱えながらやっておられるんで私はいつもご苦労だなと思ひながら通ってるんですが、ちょっとその辺が違うんじゃないかなと思ひますね、もう一つ観光部門もかなり早くお願いしてるが、さらに1週間早くしてくれといったんです。外部監査が入ってきますんで、そうした段取りの中で地方財政の健全化法ができて12月議会で良かったものが9月という、3箇月も前倒しになったためにおそらく集中してやっておられるんじゃないかなという気がします。たぶんそうだろうと思ひますね、だからお願いしたほうの立場から逆に釈明したいと思ひますが、よろしく頑張らしてやっていただきたいと思ひますね。

委員長（荒山光広君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 市長の立場で今のご質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。確かによる暗くなって市役所に電気がついておると無駄な電気を使って残業手当をもらっておるんじゃないかというふうに思われる方もいらっしゃるかも知れませんが、それは市民の方が素直な気持ちで思われるかもしれませんが、今、竹岡委員がおっしゃいました監査委員をしておられますのでよく内情もご存知だと思ひます。確かに非常に厳しいタイトなスケジュールで職員が仕事をしております。担当の部長なり課長からあんまり職員が、例えば夜の、夜じゃないです明け方の1時、2時まで連日続いて仕事をしてるのもおられます。くたくたになっておると、これで行くと倒れる可能性があるから市長どうしましょうかという相談も受けます。しかしながら我々行政の仕事をしておるものは市民に対する責任がありますから必ず市民の方の不利益にならないように期間内に仕事を仕上げる必要がありま

すんで、実は残業手当はちゃんと払わなくてはいけないんですが、労働基準法の関係がありますから職員はボランティアで仕事をしてるかもしれません。ということがあるということご理解を頂きたいと思います。ということです。

委員長（荒山光広君） はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 去年は特別の決算委員会とか、膨大な量の仕事ということで私も認識しております。非常のそういった大変な中で私は業務をされておられる。民間も当然結構事務所なんか明け方までおるという中に結構おってんですよ、皆が皆というわけではないです。特に管理職なんかそうと思います。その辺をきちっと適切に市としてもそういった本当に必要な緊急性を要するようなことであればきちっと私は手当というものは付けて当然であると思ってますのでその辺の基準というのをもう少し明確にされてそういったことにちゃんと対応していくとそういったことでいろいろ内部事情、いろいろ市の行政の仕事内容とかもわかってきておりますので、その辺をあえてこういった市民の皆さんにも行政も一生懸命やってるぞと市民の皆さんにやってるということを少しでも私は理解していただくためにこういったわかりやすい形をしていただきたいということで、きょうはお話をさせていただきました。

委員長（荒山光広君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 先程ボランティアで仕事してるものもおるかもしれませんが申し上げますけれど、課長、部長は一銭も超過勤務手当は貰っておりません。おそらく課長、部長というのは管理職ですから職員が一生懸命仕事をしておるのに自分だけは帰るということではできませんし、もちろん最後の仕上げも見守る必要がありますから10時になろうが11時になろうが一銭も超過勤務手当を貰わずに皆仕事をしております。おそらく今美祢市は課長、部長連中で8時前に帰る人間はほとんどいないと思います。そのぐらい一生懸命今仕事をしております。職員も随分減らしておるといってもこないだから何べんも申し上げますけれども他市町に比べても非常に美祢市の職員数は少ない状態で頑張ってもらえるということをご理解をいただきたいと思います。以上です。

委員長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） それでは本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） ないようでございますので、これより議案第1号美祢市一般職の職員の給与に関する条例及び美祢市長等の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） 全員異議なしと認めます。よって議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上もちまして本日の本会議で本委員会に付託されました議案1件につきましての審査を終了いたします。その他委員の皆さんから何かございましたらご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） ないようでございます。これにて本委員会を閉会いたします。ご審査、ご協力誠にありがとうございました。お疲れでした。

午前11時13分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年5月28日

総務企業委員長

荒山光広